

はじめに

1 策定の趣旨

- 区では、障害のある方の自立した地域生活を支援するため、障害者計画・障害福祉計画に基づき、着実にサービス提供の基盤整備を進めてきました。
- 国連の障害者権利条約の採択を契機として、一層、障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現をめざしています。
- こうした状況の中、区では、障害のある方の生活状況や意向などのニーズに対応し、地域に暮らすすべての人がいきいきと生活できる社会の実現をめざして、新たに練馬区障害者計画（平成 27 年度～平成 31 年度）・第四期障害福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）を策定することとしました。
- 障害者計画懇談会および障害者地域自立支援協議会からのご意見と、障害者団体等へのヒアリング結果を踏まえ計画策定を進めました。⇒詳細は資料編 61 ページ参照

2 計画の性格

（1）みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～との関係

- この計画は「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」(以下「ビジョン」という。)と整合を図り、障害のある方の個々の状況に合わせて、就労や住まいなどの地域生活を支援するための施策を体系化したものです。

（2）障害者計画と障害福祉計画の関係

- 障害者計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく法定計画であり、区における障害者に関する総合的な施策を定める基本計画です。
- 障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく法定計画であり、障害のある方が自立した日常生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等を身近な地域において計画的に提供するための実施計画です。

（3）国や都の計画との関係

- この計画は、国の障害者基本計画および東京都障害者計画を踏まえ策定するものです。

（4）練馬区他計画との関係

- この計画は、区の関連する分野別計画や事業と連携し進めていきます。主に他計画により推進する事業についてはできるかぎり重複を避け、記載は省略しています。

